

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の 整備に関する法律案の概要

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）」を踏まえ、検査機関、研修等の「指定制度」を「登録制度」に変更するため、厚生労働省関係法律について所要の改正を行う。

1 概要

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正
精神保健指定医の指定前研修及び指定後研修について、指定機関による実施から登録機関による実施に変更すること。
- (2) 水道法の一部改正
水道水質検査及び簡易専用水道の管理に関する検査について、指定機関による実施から登録機関による実施に変更すること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正
建築物環境衛生管理技術者講習について、指定機関による実施から登録機関による実施に変更すること。
- (4) 労働安全衛生法の一部改正
機械等の種類に応じて製造者等が受ける製造時等検査、性能検査、個別検定及び型式検定並びに危険有害業務に従事する者等が受ける技能講習等について、指定機関による実施から登録機関による実施に変更すること。
- (5) 作業環境測定法の一部改正
作業環境測定士となるために受ける講習等について、指定機関による実施から登録機関による実施に変更すること。
- (6) 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正
低リスク医療機器の認証について、認定認証機関による実施から登録認証機関による実施に変更すること。

2 施行期日

平成16年3月31日までの間において政令で定める日。ただし、(6)については平成16年4月1日（実際に登録認証機関制度が施行されるのは、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」の施行の日である平成17年7月までの間において政令で定める日）。

照会先：労働基準局安全衛生部計画課（内線5477）